

正しく知って  
賢くもらおう！

# 『すまい給付金』

入居後の申請  
をお忘れなく！

「すまい給付金」は、平成26年4月に消費税が引き上げ（5%→8%）とになったことに伴い、国土交通省により住宅購入者の負担軽減のため実施されています。

受給の条件や支給額、申請の仕方などは「すまい給付金事務局」のお問い合わせ窓口で確認できます。

## 「すまい給付金」2つのポイント

- 収入に応じて**最大30万円を受け取ることができます**  
(消費税率が10%となった場合は、最大50万円まで)
- 入居後直ぐに申請ができます**  
(住宅ローン減税も大幅に拡充されました。あわせてご確認ください。)



国土交通省

**すまい給付金**

### ◆お問い合わせ先は…

窓 口 すまい給付金事務局

受付時間 午前9時～午後5時まで（土日祝含む）

電話番号 **0570-064-186**（ナビダイヤル・通話料がかかります）

※インターネットから「すまい給付金」と検索していただくか、下記URLからも詳しく知ることができます。

ホームページURL **<http://sumai-kyufu.jp/>**

## 青苗岬の「徳洋記念碑」が まちの有形文化財に指定されました！

教育委員会では、「徳洋記念碑」（青苗岬に所在）を町の有形文化財として指定しました。（指定日は26年10月1日）

当記念碑は、明治13年に青苗沖に座礁した英国軍艦アイアン・デュークを、乗艦していた有栖川宮威仁親王が、島民や他国軍艦と協力して救助にあたったことを記念し、その遺徳及び海難における共同救助の美德を後世に伝え残すために建立されたものです。

また、日本海中部地震と北海道南西沖地震津波という二度の大災害にも耐え、建立以来80余年にわたって島民を見守ってきました。

今後は文化財保護とともに観光資源としての活用などが期待されます。



▲悠然とそびえ立つ  
徳洋記念碑

◇詳しい情報は、奥尻町HPにも掲載しています…

URL→<http://www.town.okushiri.lg.jp/hotnews/detail/00001718.html>

## 函館地区トラック協会と 災害時物資等の緊急輸送に関する 協定を締結しました

12月12日（金）、奥尻町と一般社団法人函館地区トラック協会との間で『災害時等における救援物資等の輸送に関する協定』を締結しました。

この協定の締結により、災害が発生した場合に相互が協力して、物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行う体制が整えられました。



▲協定書を手にする函館地区トラック協会  
砂原専務理事と新村町長

# わが家の ★アイドル★



山下 尚宏さん(字奥尻)の  
みゆな  
長女 **実夕那**ちゃん(1歳1ヶ月)  
～両親からのメッセージ～  
たくさん笑って大きくなってね

## 働いている調理師の皆様へ

調理業務に従事している調理師の方は、2年ごとに「調理師業務従事者届」を提出することが調理師法で義務付けられており、今年は届出が必要な年となっています。

### ●届出方法

届出用紙に内容を記載し、社団法人北海道全調理師会江差支部又は江差保健所に提出して下さい。インターネットでの届出も可能です。

【URL】 <https://www.harp.lg.jp/SksJuminweb/EntryForm?id=8c9XVvIm>

### ●届出期間

平成27年1月15日までに届け出て下さい。(届出書には平成26年12月31日現在の状況を記入して下さい。)

### ◆届出先・用紙の配置・お問い合わせ先

- ・社団法人 北海道全調理師会江差支部  
所在地：檜山郡江差町新地町103-2「スタッフ」  
☎：0139-52-2583
- ・江差保健所 健康推進課  
所在地：檜山郡江差町字本町63  
☎：0139-52-1053



## お元気ですか社協です

奥尻町  
社会福祉  
協議会

あけまして  
おめでとうございます  
今年も社会福祉協議会を  
よろしく願い申し上げます

社協では、「誰もが住み慣れた地域で安心して住み続ける福祉のまちづくり」に職員が一丸となり取り組んで参りますので、本年もよろ

しく願い申し上げます。

皆様のご健康とご多幸を

心よりお祈り申し上げます。



## お気軽にご相談下さい

社協では、「心配ごと」「困りごと」「苦情」などについての相談窓口を開設しております。

各関係機関との連絡をとりながら適切な助言や紹介、情報の提供などを相談員が対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

**とき** 毎週水曜日 午後1時～4時

**ところ** 社会福祉協議会 相談室

☎ 2-3591番

FAX 2-3927番

## ゴミ箱周辺の除雪を!

冬期間は、ゴミステーションやゴミ箱周辺に雪が積もり、除雪をしていないとゴミの収集ができなかったり、次の収集時間が遅れたり、ゴミ収集・運搬に支障がでます。

他の人たちにも迷惑をかけることとなりますので、各自でゴミステーションやゴミ箱周辺の除雪をお願いいたします。

### 路上駐車も除雪の妨げになります。ご協力を!!

また、除雪機を利用される方は、使用者の責任において、正しく安全に作業し作業事故に十分注意して下さい。



# 江差税務署からのお知らせ

## ◆復興特別所得税の記載 漏れにご注意ください！

東日本大震災からの復興のための財源を確保するため、平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2・1％）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について復興特別所得税の記載が必要となります。

## ◆公的年金等を 受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が4百万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です（源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告書を提出することができます）。

税務署への確定申告の必要がない

場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場住民課税務係へお問い合わせ下さい。

## ◆申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」をご利用下さい。



## ◆平成26年分消費税 課税事業者のみなさまへ

消費税（地方消費税を含む）の税率は平成26年4月1日から8%です。

平成26年分の消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書は、課税取引を旧税率（5%）が適用されたものと新税率（8%）が適用されたものとに区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

なお、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

ます。

おつて、消費税の確定申告書を提出される方は、該当する付表を添付して下さい。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

## ◆確定申告のお知らせ

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参下さい。

駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日等）は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。



## ◆記帳・帳簿書類の 保存制度について

平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。



### ①対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります）。

### ②記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

### ③帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。